

平成 22 年 3 月 30 日

各 位

八千代工業株式会社
代表取締役 加藤 正彰

浜松工場跡地における、土壌調査の結果及び
土壌汚染対策法に基づく指定区域の指定について

このたび弊社は、土壌汚染対策法に基づき、浜松工場跡地の土壌の調査を行いました。

調査の結果、土壌から基準値を超える「ふっ素及びその化合物」が検出されましたので、平成 22 年 3 月 16 日に浜松市に報告致しました。

その結果、浜松工場跡地の一部について浜松市から特定有害物質によって汚染されている区域としての指定を受けましたので、以下のとおりご報告致します。

1. 調査結果の概要

- ・調査地 静岡県浜松市西区大山町 4092（別紙図－1 参照）
（地番表示、静岡県浜松市西区大山町二ノ平 4092 番 1、2）

- ・土壌の状況

土地を 52 区画に分け、過去に特定施設で使用していた「六価クロム化合物」及び「ふっ素及びその化合物」について調査しました。

そのうち 1 区画（D1－1 区画）において表層土壌が「ふっ素及びその化合物」の土壌溶出量基準値 0.8mg/L を超過していたため、さらに 5 m のボーリング調査を実施しました。

その結果、D1－1 区画の深さ 0.5m 及び 1.0m 地点において土壌溶出量基準値を上回る「ふっ素*及びその化合物」が検出されました。その他の深度では、検出されませんでした。（別紙図－2 参照）

概況調査	表層	溶出量	0.81mg/L
詳細調査（ボーリング調査）			
	深度	0.5m	溶出量 1.0mg/L
	深度	1.0m	溶出量 1.1mg/L

六価クロムに関しては、全ての区画において検出されませんでした。

・地下水の状況

ボーリングを実施した深さ5mまでは、地下水が発見できなかったため、「ふっ素及びその化合物」が地下水に与える影響はなく、地下水経由での人の健康への影響はございません。

2. 調査実施機関

須山建設株式会社

静岡県浜松市中区布橋2丁目6-1

土壤汚染対策法指定調査機関 環 2005-1-14 号

3. 特定有害物質の使用履歴

浜松工場では、塗装ラインの表面処理工程において昭和46年から平成17年まで、六価クロム及びふっ素を使用していました。平成17年に六価クロムの使用を中止した後は、平成21年3月に工場の稼働を休止するまで、ふっ素を使用していました。

4. 応急措置と今後の対応について

浜松市と協議の上、平成22年3月18日に土壤汚染が検出された区域への立入禁止措置をとるとともに、土壌が露出している部分については、曝露防止のためシートによるカバーを実施しました。

今後も、浜松市との協議に基づき、適宜浄化対策等を実施して参ります。

5. お問い合わせ先

本件に関するお問い合わせは、弊社管理部で対応致しますので、よろしくお願い致します。

八千代工業株式会社 本社 管理部総務・法規ブロック

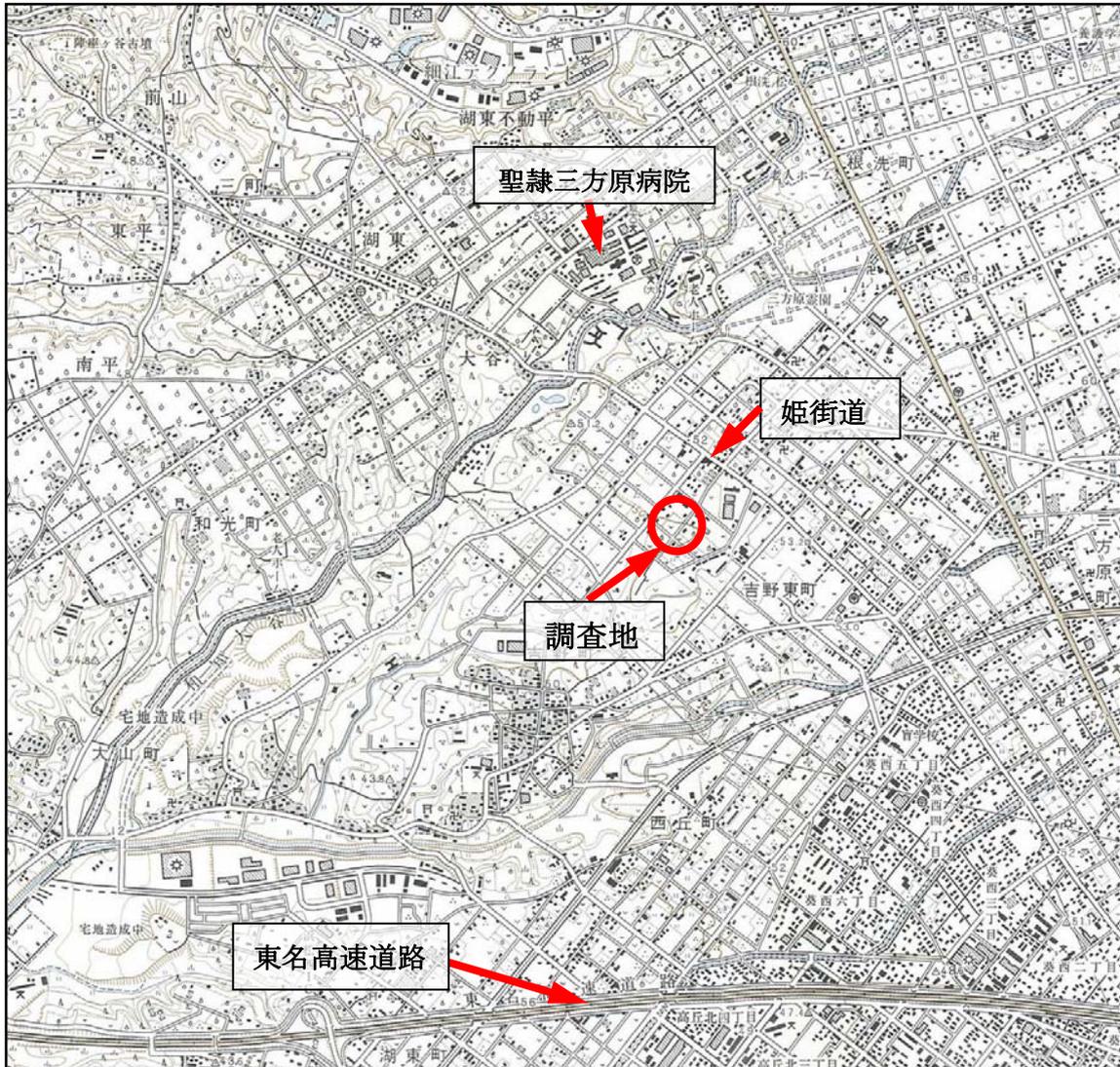
TEL 04 (2955) 1211

ふっ素

温泉水や海水中には比較的高濃度で存在します。ふっ素の人体への影響としては、高濃度のふっ素を含む水の継続的な摂取によって斑状歯が発生するおそれがあり、斑状歯発生予防の観点から水質及び環境基準値が定められています。

別紙

<図-1>



調査位置案内図

『この地図は、国土地理院発行の2万5千分の1地形図「気賀」より、調査対象地周辺の部位を抜粋掲載したものである。』

